



SAN HOLDINGS



第93期 定時株主総会招集ご通知

日 時 2022年6月24日(金曜日)午前10時
場 所 大阪府吹田市桃山台5丁目3番10号
公益社 千里会館 会場：まほろば

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する
対応策（買収防衛策）の更新の件

燦ホールディングス株式会社

証券コード 9628

経営理念

パーパス

(わたしたちが社会の中で提供している存在価値、存在意義)

シニア世代とそのご家族の人生によりそい、ささえる ライフエンディングパートナー

経営理念

(わたしたちの使命や目指す姿)

わたしたちの使命 MISSION

人生に潤いと豊かさを。
よりよく生きる喜びを。

わたしたちの未来・目指す姿 VISION

わたしたちは、
人の心に寄り添い、人生の喜びと幸せを創出する企業、
新しい価値、高い付加価値を創造し、持続的に安定成長していく企業、
一人ひとりが情熱をもって、主体的に行動し挑戦しつづける企業
になることを目指します。

わたしたちの価値観 VALUE

人生を主体的によりよく生きること、成長していくこと
変化を恐れず挑戦しつづけること、進化していくこと

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援とご理解を賜り厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々に哀悼の意を捧げますとともに、療養を余儀なくされている方々に心よりお見舞い申し上げます。

2022年、当社は創業90周年を迎えます。10年後の100周年に向けて「新10年ビジョン」を掲げ、2022年度を初年度とする3か年の中期経営計画を策定いたしました。「シニア世代とご家族の人生によりそい、ささえるライフエンディングパートナー」として、事業を通じて社会に貢献するとともに企業価値向上を実現するための最初の年となります。グループ全体で目標達成に向けて取り組んでまいります。

4月に当社は東証の新市場区分においてプライム市場に移行いたしました。引き続きコーポレート・ガバナンス体制を強化していくとともに、ステークホルダーとの積極的な対話を一層推進していきます。そして「新10年ビジョン」で掲げた目指す姿を実現し、株主の皆様をはじめとする、さまざまなステークホルダーからの信頼獲得および企業価値向上に取り組んでまいります。

今後とも一層のご支援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長

播島 聡



証券コード 9628
2022年6月3日

株 主 各 位

大阪本社 大阪市北区天神橋四丁目6番39号
本 店 大阪市中央区北浜二丁目6番11号
燦ホールディングス株式会社
代表取締役社長 播 島 聡

第93期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第93期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討願い、以下のご案内に従って2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに、議決権を行使してください。

当社は、本株主総会におきましてライブ配信を実施いたします。具体的な内容につきましては、同封のリーフレットのご案内をご確認いただきますようお願い申し上げます。

株主様におかれましては、会場における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本株主総会当日のご来場はできる限りお控えいただき、ライブ配信にてご視聴ください。なお、株主総会にご出席される場合は、ご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

今年度は、株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意いたしませんので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

2. 場 所 大阪府吹田市桃山台5丁目3番10号
公益社 千里会館 会場：まほろば

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第93期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第93期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。
- (2) 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合
電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合には、3～4頁の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」をご高覧の上、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに行使してください。
- (3) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

（お願い）

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.san-hd.co.jp>）に掲載することにより、株主様にご提供いたしております。なお、会計監査人および監査役が監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本招集通知の添付書類のほか、当社ホームページに掲載する「連結注記表」および「個別注記表」も含まれております。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合、ならびに株主総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表等により、本総会の開催、運営等に関して大きな変更が生じる場合には、書面による郵送または当社ホームページ（<https://www.san-hd.co.jp>）において掲載することにより、お知らせいたします。ご来場いただく場合は、事前に最新の状況をご確認いただきますようお願い申し上げます。
- ◎当社では新型コロナウイルス感染予防および拡散防止のため、下記の対策をいたします。
 - ・出席役員および運営スタッフは、体調を確認し、マスクを着用させていただきます。
 - ・株主総会にご出席の株主様には、会場への入場の際に検温とマスクの着用をお願いさせていただきます。なおマスク未着用の方には、会場受付にてマスクを配布いたします。また会場入り口付近など複数箇所にアルコール消毒液を設置いたしますので、会場への入場の際にはアルコール消毒液による手指消毒にご協力ください。
 - ・会場の座席につきましては、ご出席の株主様に一定間隔を空けて着席していただくため、運営スタッフのご案内いたします。あらかじめご理解賜りますようお願い申し上げます。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. インターネット等による議決権行使について

(1) 議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

(2) 議決権行使の方法について

① パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

② スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取っていただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

(3) 議決権行使のお取扱いについて

① 議決権の行使期限は、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

② 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

- ③ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ④ パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合がございます。

(4) パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- ① パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- ② パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ③ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

(5) パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- ① 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- ② 其他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

2. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記1. のインターネット等による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、連結業績および資金の状況、中長期的な成長投資のための内部留保の確保、および財務の健全性等を総合的に勘案しながら、配当による利益還元を行っていく方針であります。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金21円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、226,877,238円となります。
当期の中間配当金（当社普通株式1株につき金17円）に期末配当金を加えた当期の年間配当金は、当社普通株式1株につき38円となり、前期と比べ1株につき5円の増配となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 <u>（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>	第3章 株主総会
第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削 除）
（新 設）	<u>（電子提供措置等）</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。


現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 <u>現行定款第17条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日に開催する株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期満了となります。
つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	 <p>の ろ ゆう いち 野 呂 裕 一 (1962年8月30日生)</p>	1986年4月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー入社 1994年7月 AIGマーケティング出向（AIG株式会社） 2001年4月 エイアイジー・スター生命保険株式会社出向 2004年6月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー顧客戦略統括部長 2006年4月 当社入社、執行役員マーケティング戦略部付部長 2007年6月 当社取締役マーケティング戦略部付部長 2008年6月 当社常務取締役マーケティング戦略部長兼東京支店長 2009年6月 当社専務取締役情報システム担当兼マーケティング戦略部長兼東京支店長 2011年6月 当社取締役副社長情報システム・マーケティング戦略担当 2013年6月 当社代表取締役副社長 2016年4月 当社代表取締役社長 2019年4月 当社代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) ライフフォワード株式会社 代表取締役会長	79,800株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>取締役候補者 野呂裕一氏は2016年4月から代表取締役社長として、2019年4月から代表取締役会長として、また、2020年4月からはライフフォワード株式会社の代表取締役会長として、企業価値向上に向けて当社グループの経営をリードしており、その豊富な経営者としての経験と見識を当社グループの経営に活かすため、選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
2	 <p>はり しま さとし 播 島 聡 (1962年9月25日生)</p>	<p>1987年 4 月 株式会社リクルートコンピュータプリント（現株式会社リクルート）入社 1999年 4 月 当社入社 2003年10月 当社大阪営業部付部長 2005年 4 月 当社執行役員 2006年 6 月 当社取締役関係会社株式会社公益社、株式会社葬仙担当 2007年 6 月 当社常務取締役関係会社株式会社公益社、株式会社葬仙担当 2009年 6 月 当社専務取締役購買管理・プロジェクトマネジメント担当 2011年 6 月 当社取締役副社長人事・購買担当 2013年 6 月 当社代表取締役副社長 内部統制・コンプライアンス担当 2015年 4 月 当社代表取締役副社長 2019年 4 月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 株 式 会 社 公 益 社 代表取締役社長 エクセル・サポート・サービス株式会社 取締役会長 株 式 会 社 葬 仙 取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 取締役候補者 播島 聡氏は2013年6月から代表取締役副社長として、また、2016年4月から主要子会社である株式会社公益社の代表取締役社長、2019年4月から当社代表取締役社長として当社グループの経営戦略、営業戦略の推進に貢献しており、その豊富な経営者としての経験と見識を当社グループの経営に活かすため、選任をお願いするものであります。</p>	170,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	 <p>みやじま やすこ 宮島康子 (1966年3月5日生)</p>	<p>1988年4月 大正海上システム開発株式会社（現MS&ADシステムズ株式会社）入社 1997年3月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー入社 2006年5月 当社入社 2008年4月 当社マーケティング戦略部付部長 2009年6月 当社執行役員マーケティング戦略部付部長 2010年6月 当社常務執行役員マーケティング戦略部長 2016年4月 当社専務執行役員情報システム本部長 2017年6月 当社取締役情報システム本部担当兼情報システム本部長 2018年4月 当社取締役情報システム本部担当兼情報システム本部長兼情報システム部長 2019年4月 当社取締役専務執行役員情報システム部担当 マーケティング企画部担当兼マーケティング企画部長、システム&オペレーション部担当兼システム&オペレーション部長 2022年4月 当社取締役専務執行役員情報システム部担当、マーケティング企画部担当、システム&オペレーション部担当（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) ライフフォワード株式会社 代表取締役社長</p>	25,100株
<p>【取締役候補者とした理由】 取締役候補者 宮島康子氏は2017年6月から取締役として情報システム部門、子会社マーケティング企画部門を担当し、2019年4月からは取締役専務執行役員として当社マーケティング企画およびシステム&オペレーション部門を担当し、また、2020年4月からはライフフォワード株式会社の代表取締役社長としてライフエンディングサポート事業を推進しており、その豊富な経験と実績を当社グループの経営に活かすため、選任をお願いするものであります。</p>			


招集ご通知

議決権行使のご案内

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
4	 <p>よこ た よし ゆき 横 田 善 行 (1972年3月6日生)</p>	<p>1994年 4月 株式会社ガイアートクマガイ（現株式会社ガイアート）入社</p> <p>1998年 5月 パシフィックコンサルタンツ株式会社入社</p> <p>2000年 9月 当社入社</p> <p>2017年 4月 当社経理部長</p> <p>2018年 4月 当社人事部長</p> <p>2019年 4月 当社執行役員経営企画部長</p> <p>2021年 4月 当社執行役員経理部（財務計画）担当、人事部（人事企画）担当、経営企画部担当兼経営企画部長</p> <p>2021年 6月 当社取締役執行役員経理部（財務計画）担当、人事部（人事企画）担当、経営企画部担当兼経営企画部長</p> <p>2022年 4月 当社取締役執行役員経理部担当、人事部（人事企画）担当、経営企画部担当兼経営企画部長（現任）</p> <p>株式会社グランセレモ東京 取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>ライフフォワード株式会社 取締役</p> <p>株式会社グランセレモ東京 取締役</p>	5,700株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>取締役候補者 横田善行氏は2017年4月から経理部長として、2018年4月からは人事部長として、2019年4月からは執行役員経営企画部長として、また、2020年4月からはライフフォワード株式会社の取締役を兼務し、2021年4月からは、執行役員として当社経理部（財務計画）、人事部（人事企画）、経営企画部を担当し、2022年4月に新規に設立した、合併会社である株式会社グランセレモ東京の取締役を兼務しており、その豊富な経験と実績を当社グループの経営に活かすため、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5	 <p>すえ かわ ひさ ゆき 末川久幸 (1959年3月17日生)</p>	<p>1982年4月 株式会社資生堂入社 2007年2月 同社事業企画部長 2008年4月 同社執行役員経営企画部長 2009年6月 同社取締役執行役員経営企画部長 2010年4月 同社取締役執行役員常務経営企画部長 2011年4月 同社代表取締役執行役員社長 2013年4月 同社相談役 2014年6月 新田ゼラチン株式会社 社外取締役 (現任) 2017年6月 当社社外取締役 (現任) 2020年6月 森下仁丹株式会社 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 新田ゼラチン株式会社 社外取締役 森下仁丹株式会社 社外取締役</p>	600株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 社外取締役候補者 末川久幸氏は大手化粧品メーカーの代表取締役社長を歴任され、また、他社の社外取締役も兼任されており、特に同氏の経営者としての高い見識と、経営企画分野における深い知見や豊富な経験を当社の経営に活かすため、選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名委員会・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
6	 <p>よこ み せ かおる 横見瀬 薫 (1957年11月19日生)</p>	<p>1981年4月 花王石鹼株式会社（現花王株式会社）入社 2013年10月 同社コーポレートコミュニケーション部門サステナビリティ推進部長 2014年12月 同社購買部門間接材部長 2018年4月 消費者庁入庁 2019年10月 内閣府参事官付政策企画専門官 2021年6月 松田産業株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 松田産業株式会社 社外取締役（監査等委員）</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>社外取締役候補者 横見瀬 薫氏は大手洗剤メーカーにおけるESG経営の推進、消費者行政分野における実務経験を有し、また、他社の社外取締役も兼任されており、同氏の深い知見や豊富な経験を当社の経営に活かすため、選任を願うものであります。また、同氏が選任された場合は、指名委員会・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 末川久幸、横見瀬薫の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 取締役候補者 宮島康子氏の戸籍上の氏名は、井澤康子であります。
4. 社外取締役候補者 末川久幸氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 同氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって5年であります。
 - (2) 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 社外取締役候補者 横見瀬薫氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
- 当社は、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

6. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、末川久幸氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、末川久幸氏の再任が承認された場合は、同契約を継続する予定であります。また、横見瀬薫氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

責任限定契約の概要は、次のとおりであります。

取締役として、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社に対し、金100万円と、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとし、当該限度を超える損害についてはこれを免責するものとする。

7. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で当社および当社子会社の全ての役員（取締役、監査役、執行役員およびその他会社法上の重要な使用人）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年11月に同様の内容で更新をする予定です。本議案において各氏の選任が承認可決され、各氏が取締役役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなっており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、2019年6月25日開催の当社第90期定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）の更新につき、株主の皆様のご承認をいただきましたが、旧プランの有効期間は、本株主総会の終結の時までとされており、

つきましては、旧プランを後記「2. 提案の内容」記載のとおり実質的に同一の内容にて更新する（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）とともに、当社定款第12条の規定に基づき、本プランに記載した条件に従い新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由（当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主の皆様の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的、態様等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループの企業価値の源泉は、人と組織にあります。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 提案の内容

(1) 本プランの目的

当社は、上記1.に記載したとおり、株式の大量買付けであっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社株式に対する大量買付けが行われた際に、当該大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する大量買付けを抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しております。

本プランは、当社が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを目的としており、上記1.に記載した基本方針に沿うものであると考えております。

(2) 本プランの概要

(a) 本プランに基づく本新株予約権の無償割当て等の実施に係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付けもしくはこれに類似する行為又はその提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(3)「本プランに基づく本新株予約権の無償割当て等の実施に係る手続」ご参照）。

(b) 新株予約権無償割当て等の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社グループの企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(4)「本新株予約権の無償割当て等の要件」ご参照）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(5)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当て、又はその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策（注1）を講じます（以下、それらの施策を合わせて「本新株予約権の無

償割当て等」といいます。)

(c) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の関与

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については注2ご参照）に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者で、当社経営陣から独立した者のいずれかに該当する委員3名以上から構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、当社取締役会は、本プランを発動しようとする場合には、原則として、株主意思確認のための株主総会を招集し、新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主の皆様の意思を確認します。

なお、本プラン更新当初の独立委員会は、独立性の高い社外取締役2名及び社外監査役2名により構成される予定です。その委員の氏名及び略歴は別紙のとおりです（更新後の独立委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項については注2ご参照）。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大で約50%まで希釈化される可能性があります。

(3) 本プランに基づく本新株予約権の無償割当て等の実施に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①又は②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等（注3）について、保有者（注4）の株券等保有割合（注5）が20%以上となる買付等
- ② 当社が発行者である株券等（注6）について、公開買付け（注7）に係る株券等の株券等所有割合（注8）及びその特別関係者（注9）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日

本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内（初日不参入。以下、特に断らない限り期間の計算方法につき同様とします。）に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社の定める様式により提出して頂きます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は当社取締役会を通じて、買付者等に対し、適宜回答期限（買付説明書を受領した日の翌日から起算して60日間を上限とします。）を定め、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる本必要情報を追加的に提供して頂きます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注10）、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付等による買付等と同種の取引の詳細、その結果等を含みます。また、すでに当社の株主の場合は全ての株主名も提供していただきます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ 買付等の後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 買付等の後の当社及び当社グループの企業価値を継続的、安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社及び当社グループの企業価値を向上させると認める根拠
- ⑦ 買付等の後における当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針

- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(e)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から意向表明書、買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために当社取締役会に対しても、適宜回答期限（当社グループの事業の規模、社会性及び特殊性等に鑑み、原則として本必要情報が提出された日の翌日から起算して30日間を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）、その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記のとおり情報等の提示を要求した場合には）当社取締役会から、独立委員会が十分と認める情報等を受領してから原則として60日間が経過するまでに（但し、下記(e)③に記載する場合などには、独立委員会は当該期間について30日間を限度として延長することができるものとします。以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、必要と認める場合には、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、直接又は当社取締役会を通じて、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 独立委員会が本プランに基づく本新株予約権の無償割当て等の実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当て等の実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当て等の実施前日までの間、その中止等の勧告（例えば、新株予約権の無償割当ての場合には、行使期間開始日（下記(5)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）の前日までの間、（無償割当ての効力発生時までは）本新株予約権の無償割当ての中止、又は（無償割当ての効力発生時の後は）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告）を行うことができるものとします。

(イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当て等を実施することもしくは行使を認めることが相当でなくなった場合

② 独立委員会が本プランに基づく本新株予約権の無償割当て等の不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれにも該当しない又は該当しても本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当て等の不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記①前段の要件を充足することと

なった場合には、本新株予約権の無償割当て等の実施の勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会が本プランに基づく本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施の勧告についての検討期間の延期を行う場合

独立委員会が、独立委員会検討期間満了時までには、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、延長期間の合計は30日間を上限とします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 株主意思確認のための株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会が本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨を勧告する場合、又は独立委員会が上記(e)③により延長された検討期間を経過してもなお本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合で、取締役会が本新株予約権の無償割当て等の実施が相当と認める場合には、実務的に開催が不可能である等、合理的理由がある場合を除き、本新株予約権の無償割当て等の実施の承認等を議案とする株主総会の招集手続を速やかに行うものとします。当社取締役会は、当該株主総会の招集手続を実施する際、買付説明書及び本必要情報の概要、当社取締役会の意見及び独立委員会の勧告等、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに関係法令等及び金融商品取引所規則に従って情報開示を行います。

なお、株主総会の開催の前提として、当社取締役会は、速やかに、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「意思確認総会議決権基準日」といいます。）を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主総会において議決権を行使できる株主は、意思確認総会議決権基準日における最終の株主名簿に記載された株主とします。

当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決するものとします。当該株主総会の結果は、その決議後速やかに開示するものとします。なお、買付者等は、当該株主総会において本新株予約権無償割当て等の実施を承認しない旨の決議が行われるまでの間、買付等を行ってはならないものとします。

(g) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記(f)により開催された株主総会において、本新株予約権の無償割当て

等の実施が承認された場合、必要に応じて新株予約権の無償割当て等の実施に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行い、これを実施するものとします。当該株主総会が本新株予約権の無償割当て等の実施を承認しなかった場合には、当社取締役会はこれに従うものとします。

実務的に開催が不可能である等、合理的理由により上記(f)に基づく株主意思確認のための株主総会が開催されない場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告があればこれを最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

なお、当社取締役会が本プランに基づく本新株予約権の無償割当て等の不実施の決議を行うまで、買付者等は、買付等を行ってはならないものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実及びその理由を含みます。）又は独立委員会による勧告等の概要、株主意思確認のための株主総会の決議の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(4) 本新株予約権の無償割当て等の要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当と認められる場合、上記(3)「本プランに基づく本新株予約権の無償割当て等の実施に係る手続」(f)に記載される株主総会の決議又は(8)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当て等を実施することを予定しております。なお、上記(3)「本プランに基づく本新株予約権の無償割当て等の実施に係る手続」(e)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当か否かについては、独立委員会の判断を経て決定されることになります。

記

- (a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買い占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

- ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - (c) 強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
 - (d) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み著しく不十分又は不適当な買付等である場合
 - (e) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係又は当社グループのブランド価値、企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが客観的・合理的に判断できる買付等である場合
- (5) 本新株予約権の無償割当ての概要
- 本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。
- (a) 本新株予約権の数
本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。
 - (b) 割当対象株主
割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。
 - (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
 - (d) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権1個の目的である株式（注11）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。時価とは、新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所（但し、主たる取引所が変更された場合には、それに従うもの）における当社株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記(i)項②に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者（注12）、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者（注13）、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者（注14）（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」といいます。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約

権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができません。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

- (6) 当社取締役会が本新株予約権の無償割当て等の実施のために株主総会に提出する議案の内容
当社取締役会が本新株予約権の無償割当て等の実施のために株主総会に提出する議案の内容は、本新株予約権の無償割当ての場合には原則として上記 2. (5)「本新株予約権の無償割当ての概要」で定めた内容とし、その他の施策の場合にもこれに準じて施策の概要が明らかになる内容とします。

- (7) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間（本プランにおける本新株予約権の無償割当ての実施に関する事項の決定権限の委任を含みます。以下「有効期間」といいます。）は、本株主総会終了後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本株主総会決議の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

- (注1) 具体的には、株主総会において買付者等に対し買付等の中止を求める決議を行うことなどが考えられます。
- (注2) 独立委員会規則として、以下のような事項が定められています。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役（選任される予定の者を含む。）、当社社外監査役（選任される予定の者を含む。）、または社外の有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務もしくは当社の業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する当該有識者の当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
 - ・独立委員会委員の任期は、本株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
 - ・独立委員会の委員に欠員が生じた場合には、速やかに上記選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。
 - ・独立委員会は、本プランに定められた事項の決定等を行うとともに、当社取締役会から諮問された事項の判断を行う。
 - ・独立委員会は、各独立委員会委員によって招集され、その決議は、原則として、独立委員会委員のうち3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下、本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下、本議案において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下、本議案において同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本議案2. (3)(a)②において同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下、本議案において同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下、本議案において同じとします。
- (注9) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券

等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下、本議案において同じとします。

- (注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。以下、本議案において同じとします。
- (注11) 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。
- (注12) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下、本議案において同じとします。
- (注13) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下（注13）において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下（注13）において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下、本議案において同じとします。
- (注14) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

以 上

独立委員会委員略歴

本プラン更新当初の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

末川久幸（すえかわ ひさゆき）

【略歴】

1959年3月17日生

1982年4月 株式会社資生堂入社

2007年2月 同社事業企画部長

2008年4月 同社執行役員経営企画部長

2009年6月 同社取締役執行役員経営企画部長

2010年4月 同社取締役執行役員常務経営企画部長

2011年4月 同社代表取締役執行役員社長

2013年4月 同社相談役

2014年6月 新田ゼラチン株式会社 社外取締役（現任）

2017年6月 当社社外取締役（現任）

2020年6月 森下仁丹株式会社 社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

新田ゼラチン株式会社 社外取締役

森下仁丹株式会社 社外取締役

末川久幸氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。また、末川久幸氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者の要件を満たす社外取締役候補者であり、本定時株主総会において選任された場合には、当社社外取締役に就任する予定です。加えて、同氏は東京証券取引所の定める独立役員に指定されており、本定時株主総会において社外取締役に選任された場合には、引き続き独立役員に指定される予定です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

横見瀬 薫 (よこみせ かおる)

【略歴】

1957年11月19日生

1981年 4月 花王石鹼株式会社 (現花王株式会社) 入社

2013年10月 同社コーポレートコミュニケーション部門サステナビリティ推進部長

2014年12月 同社購買部門間接材部長

2018年 4月 消費者庁入庁

2019年10月 内閣府参事官付政策企画専門官

2021年 6月 松田産業株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)

(重要な兼職の状況)

松田産業株式会社 社外取締役 (監査等委員)

横見瀬薫氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者の要件を満たす社外取締役候補者であり、本定時株主総会において選任された場合には、当社社外取締役に就任する予定です。加えて、同氏が本定時株主総会において社外取締役に選任された場合には、独立役員に指定される予定です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

本間 千 雅 (ほんま かずまさ)

【略歴】

1957年 7月21日生

1982年 4月 株式会社太陽神戸銀行 (現株式会社三井住友銀行) 入行

1995年10月 同行国際企画部調査役

1997年10月 株式会社日本インベスターズサービス (現株式会社格付投資情報センター (R & I)) 出向 同社主席アナリスト

2001年 5月 株式会社三井住友銀行 市場事務部部长代理

2003年 1月 同行退社

2012年 1月 弁護士登録

2012年 6月 株式会社新潟公益社取締役 (現任)

2014年12月 本間法律事務所設立 同事務所代表 (現任)

2019年 6月 当社社外監査役 (現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社新潟公益社 取締役

(株式会社新潟公益社は新潟県新潟市に本社を置く葬祭会社であります、当社グループとは出資、人事等の関係はありません。)

本間千雅氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。加えて、同氏は東京証券取引所の定める独立役員に指定されています。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

三 上 祐 人 (みかみ ゆうと)

【略歴】

1954年12月16日生

1981年 9月 協和発酵株式会社入社

1983年12月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー入社

1989年 1月 ソニー・プルコ生命保険株式会社 (現ソニー生命保険株式会社) 入社

1998年 4月 同社事務企画部統括部長

2007年 4月 同社医務部統括部長

2010年 4月 株式会社メモリード・ライフ入社 執行役員顧客サービス部長

2011年 6月 同社取締役執行役員顧客サービス部長兼システム部長

2014年 9月 行政書士登録

2017年 6月 行政書士三上祐人事務所長 (現任)

2019年 6月 当社社外監査役 (現任)

三上祐人氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。加えて、同氏は東京証券取引所の定める独立役員に指定されています。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

(× 元)

(× 元)

(× 元)

(× 元)

(× 元)

(× 元)

株主総会当日は北大阪急行線「桃山台駅」ロータリーにて送迎バスをご案内
しておりますのでご利用ください。

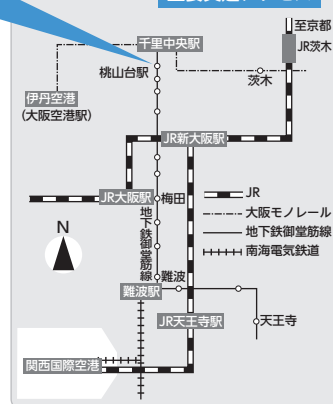
定時株主総会会場へのご案内 (燦ホールディングス株式会社)

会 場 公益社 千里会館 (まほろば)
住 所 〒565-0854 大阪府吹田市桃山台5丁目3番10号
TEL 06-6832-0034
FAX 06-6831-7984

会場周辺マップ



主要交通アクセス



交通機関

■JR大阪駅からのアクセス

「梅田駅」より地下鉄御堂筋線
「千里中央駅」行き乗車。
北大阪急行「桃山台駅」(南出口)から下車。
(所要時間20分)

■伊丹空港からのアクセス

「大阪空港駅」より大阪モノレールに乗車、
「千里中央駅」にて北大阪急行に乗り換え、
「桃山台駅」(南出口)から下車。(所要時間30分)